

御嶽山火山防災協議会 令和5年度活動計画(案)

御嶽山火山防災協議会は、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制を構築するため、関係自治体・機関が連携して継続的な活動を行い、必要に応じて随時、協議会を開催する。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたうえで、令和5年度において、次のとおり事業を実施する。

1. 火山防災訓練の実施

- ・火山活動が活発化した場合の防災対応について、「御嶽山火山防災避難計画」等に定める、関係機関相互の情報伝達・情報共有の方法について、訓練を通じて確認・検証する。
- ・併せて、協議会構成機関が役割を認識し、避難促進施設とも連携して迅速かつ的確な対応ができるよう、両県の実情に対応した防災訓練を実施する。

2. 登山者・観光客の安全対策の検討・実施

- ・現地調査や火山防災訓練の結果等を踏まえ、登山者や観光客に対する安全対策（情報伝達や避難誘導の方法、避難施設の整備等）について、より具体的な検討を行う。
- ・協議が整った対策については、御嶽山火山防災避難計画への反映も検討しつつ、協議会及び構成機関がその対策を実施する。
- ・市町村が立入規制を緩和するに際しては、実施される施策が登山者等に対し確実に情報提供されるよう、その手段・手法について検討を行う。
(令和5年度の八丁だるみの規制緩和については、6月に幹事会、7月に調査登山を実施し、検討を行う予定)

3. 火山防災教育の推進

- ・地域における防災力の向上に加え、住民や登山者等に対する安全対策の検討に活かすため、火山防災に関する知識の啓発に努め、御嶽山の火山活動や火山防災を理解するための学習会を開催する。

4. 継続的な現状把握及び情報の共有

- ・御嶽山の現状を継続して把握するとともに、必要に応じて随時、協議会や幹事会を開催し、平常時から情報の共有を図る。
- ・異常が観測された場合には、必要な防災対応を協議するため、協議会構成機関へ迅速な情報提供を行う。